

カンボジア
税務アップデート

2019年2月～4月

目次：

- ▶ 農業分野に対する前払事業所得税の停止
- ▶ 既存の適格投資プロジェクトを有する企業による事業活動の拡大に関する改正
- ▶ 税務調査の手続
- ▶ 関連者間ローンの金利を裏付ける書類の保管に関する通達
- ▶ インボイスにおけるカンボジア通貨の使用
- ▶ 配当金に対する源泉徴収税に関する改正
- ▶ オンラインでの付加価値税の還付及び控除
- ▶ 年功手当及びカンボジア国民の海外雇用採用費に対する免税

農業分野に対する前払事業所得税の停止

(2019年1月29日付経済財政省省令第100号)

2019年1月以降、国内市場及び輸出市場向けの製品を生産するプランテーション企業及び農業企業は、前払事業所得税(Prepayment of Tax on Income、以下「PTOI」)が5年間免除されます。PTOIの停止が適用される農産物は、稲、米、トウモロコシ、豆、コショウ、キャッサバ、カシュー及びゴムを含みます。

農業生産者は、優遇措置を受けるために、以下の事項を遵守する必要があります。

- ▶ 租税法及び会計法の規定に従った適切な会計記録の保持
- ▶ 法定期限までの税務申告及び納税

上記の義務を遵守しない農業生産者は、上記のPTOIの優遇措置が取り消され、様々なペナルティの対象となります。

既存の適格投資プロジェクトを有する企業による事業活動の拡大に関する改正

(2019年2月13日付政令第33 SD.PK号)

政令第33 SD.PK号は、政令第111号第15条を改正し、既存の適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project、以下「QIP」)に対する税制優遇措置を規定しています。

政令新第15条は、租税法及び規定に従った適切な会計記録を保持するQIPのみに対して、1%のミニマム税(minimum tax、以下「MT」)の免除が認められることを明確にしています。

政令の主要な改正内容は、事業活動を拡大する既存のQIPに対する新しい税制優遇措置についてです。政令はQIPの事業活動の「拡大」を以下のとおり定義しています。

- ▶ より多くの生産量を生産するための、QIPの既存生産ラインの拡大
- ▶ 追加製品を生産するための、既存生産ラインの一部となる、生産ラインの拡大
- ▶ 生産性向上及び環境保護のための、最新技術の導入を含む拡大
- ▶ QIPが通信インフラを拡張することを含む拡大

QIPが買収される又は他の法人に譲渡される場合、買収又は譲渡されたQIPが買収又は譲渡の前に事業所得税(Tax on Income、以下「TOI」)の免除を受けた場合、買収者又は新たな法人は追加の税制優遇措置を享受できません。

税制優遇措置を受けるために、QIPプロジェクトの拡大に必要な追加の投資資本は、2005年9月27日付政令第111 ANK.BK号の付表1の第2節に記載された最低必要資本に少なくとも相当しなければなりません。

拡大されたQIPプロジェクトに対するTOIの免除期間は、始動期間(trigger period)、3年間及び優先期間(priority period)を含みます。始動期間は、拡大プロジェクトが承認された日から始まり、拡大QIPプロジェクトから初めて収益が生じた時に終わります。優先期間は、財政法(Law on Financial Management)によって決定されます。

TOI の免除を受けられる拡大 QIP プロジェクトから獲得した収益は、以下の通り計算されます。

免除収益 = 総収益 × (拡大資本 / 総投資資本の比率)

拡大 QIP に対する税制優遇措置の認識、承認及び取消は、カンボジア開発評議会と経済財政省 (Ministry of Economy and Finance、以下「MEF」) の省庁間機構でなされます。

QIP プロジェクトの拡大を要求する企業は、上記の省庁間機構の承認を得るために申請を提出する必要がある、申請が提出されてから 45 日以内に MEF より回答が提供されます。

税務調査の手続

(2019 年 3 月 13 日付経済財政省省令第 270 号)

MEF は、カンボジアにおける税務調査に関する透明性を向上させ、より競争力のある事業環境を創出するために、税務調査に適用される手続きについてさらに明確にする省令第 270 号を発行しました。

税務調査の定義は変更されていない一方、省令は、各種税務調査の今後の実施方法について以下のとおり明確にしています。

- ▶ 机上調査 (desk audit) とは、租税総局 (General Department of Taxation、以下「GDT」) の事務所において調査官によって行われる、納税者の税務申告書の調査です。机上調査は、納税者の税務申告書と GDT に提供されたその他の情報に不一致があることを調査官が発見した場合に開始されます。省令は、調査官の発見事項が複雑又は高リスクであるとみなされた場合、机上調査は終了させられ、現地税務調査に切り替えられる可能性があることを示しています。机上調査が開始される時期は、税務申告書の提出後 12 か月以内です。
- ▶ 限定税務調査 (limited tax audit) は、机上調査より詳細に納税者の事業所で実施されます。限定調査の対象範囲は、ほとんどの税目を含みます。この範囲は、付加価値税 (Value Added Tax、以下「VAT」) 還付を含み、TOI を除きます。限定調査は、当課税年度及び当課税年度直前の課税年度のみについて行われます。
- ▶ 包括税務調査 (comprehensive tax audit) は、全ての税目を対象とし、納税者が適切な会計記録を保持するか否かの決定を含みます。包括税務調査は、当課税年度及び当課税年度直前の 3 課税年度について行われます。
- ▶ 調査官が脱税の証拠を発見した場合や、過年度からの繰越欠損金又は繰越税額控除について残高がある場合には、包括税務調査は追加で 2 年まで延長されることがあります。
- ▶ 脱税が認められ、脱税が上記を超えた期間に及ぶ場合、MEF は、租税法に規定される法定制限に基づき、脱税が対象となった年度まで調査を延長する許可を GDT に与えることがあります。

納税者が故意に脱税したという証拠が調査中に出てきた場合、GDT は税務査察を開始する権限を有する専門チームを割り当てます。

省令 270 は、調査の対象とする納税者を選定する際に GDT が使用する基準、及び調査が実施されるスケジュールについての詳細も規定しています。現地での税務調査は、調査の通知の受領から 10

営業日以内に実施されます。納税者は、延期のための合理的な理由を説明できる場合、現地調査の開始を 30 日まで延期することを要請できます。現地調査の開始予定日から 10 日以内の延期は、担当の税務調査官との口頭での相談にて、要請や承諾を行うことができます。それを超える延期は、書面での要請が求められます。

税務調査が始まると、納税者は、追加で要求された情報及び書類がもしあれば、7 日以内に提出することが求められます。納税者の事業に関連する全ての書類の原本は、ハードコピーで保管する必要があります。納税者がハードコピーで書類を保管できない場合は、納税者は調査官にコンピュータシステムへのアクセス権を与え、電子コピーを作成することを許可する必要があります。

省令 270 のもとでは、更正決定の発行手続き及び控訴手続きに関しては、変更はありません。

最後に、省令は、罰金の率に関しては変更がない一方で、納税不足額に対する月利が 2% から 1.5% に引き下げられたことを認めています。

関連者間ローンの金利を裏付ける書類の保管に関する通達

(2019 年 3 月 18 日付 GDT 通達第 4904 号)

GDT は、ローンの商業性を裏付けるために納税者が作成し保管すべき文書について、関連者間ローンを有する納税者の手引となる GDT 通達第 4904 号を発行しました。この文書化は、以下を含みます。

- ▶ ローン期間が明確に記載されたローン契約書
- ▶ ローンの必要性及び用途の概要が記載された事業計画
- ▶ ローン金利の決定方法の基礎を説明する文書
- ▶ ローン及びローンに付随する諸条件を承認する取締役会の議事録

納税者は、ローンに課される金利にかかわらず、上記の文書を作成し保管することが求められます。

インボイスにおけるカンボジア通貨の使用

(2019 年 3 月 18 日付 GDT 通達第 4908 号)

GDT は、E-VAT 還付システムを促進するために、インボイスにおけるクメール通貨の使用を公表する GDT 通達第 4908 号を、2019 年 3 月 18 日に以下のとおり発行しました。

- ▶ インボイスにおける各項目や単価はクメールリエル (Khmer Riel、以下「KHR」) 又は米ドル (United States Dollar、以下「USD」) で記載できる一方で、インボイスの合計金額は KHR で記載する必要があります。
- ▶ 原取引が KHR で行われなかった場合、納税者は、GDT から公表された前月の平均為替レート、又はカンボジア国立銀行から提示された日次の為替レートより低くない市場レートを使用することができます。

納税者は、USD から KHR への換算の結果、小数点以下が 0.5 KHR 以上の場合は 1 KHR に切り上げ、小数点以下が 0.5 KHR を下回る場合はゼロに切り捨てることが求められます。

配当金に対する源泉徴収税に関する改正

(2019 年 4 月 5 日付経済財政省省令第 372 号)

経済財政省省令第 372 号は、配当金に対する源泉徴収税 (Withholding Tax、以下「WHT」) について規定する 2017 年 5 月 5 日に発行された経済財政省省令第 518 号の公表に関する改正及び更なる手引を提供するために、経済財政省より発行されました。

経済財政省省令第 372 号は、利益剰余金から登録資本金への振替についての WHT の適用について扱っています。一部又は全部の利益剰余金から登録資本金への振替は配当金とはみなされず、源泉徴収税の対象になりません。しかしながら、振替は取締役会又は株主の決議で承認されなければならず、関係当局によって承認されなければなりません。

省令における主な変更点は、株式譲渡又は株主資本や資本金の減少に関連しており、以下の通り定められています。

- ▶ 利益剰余金を有する納税者の株主資本又は登録資本金の全部又は一部の株式を譲渡する場合、譲渡された株式に関する利益剰余金は、利益剰余金から資本金への振替がなされたか否かにかかわらず、配当金とみなされます。
- ▶ 利益剰余金を有する会社が営業段階で株主資本又は資本金を減少させる場合は、配当金を分配したとみなされますが、みなし配当金の金額が利益剰余金の金額より大きくなることはありません。
- ▶ 上記の株式譲渡及び株主資本や資本金の減少は、非居住の株主が保有する株式や資本金の分だけが 14% WHT の対象になります。

オンラインでの付加価値税の還付及び控除

(2019 年 1 月 9 日付経済財政省通達第 001 号及び 2019 年 1 月 16 日付 GDT 告示第 776 号)

オンラインでの VAT の還付及び控除に係る経済財政省通達第 001 号及び GDT 告示第 776 号は、GDT のオンラインでの VAT 還付及び控除システムの実施や使用について納税者に通知し手引を提供しています。

また、GDT は、GDT のオンライン VAT 控除システムの実施に関する更なる手引を提供する、レター第 4788 号を発行しました。これは、納税者が VAT オンラインレポートや明細書を印刷し、月次税務申告書に添付して毎月 GDT に提出することを要求しています。この手続きは、2019 年 4 月 1 日から、2019 年 3 月分の月次税務申告書の提出を対象として開始される予定でした。しかしながら、オンライン VAT システムの実施及び効果的な運用に関連する問題により、GDT は、システムの実施が 2019 年 5 月末まで遅れることを納税者に知らせる、告示 6961 を 2019 年 4 月 18 日に発行しました。

年功手当及びカンボジア国民の海外雇用採用費に対する免税 (2019年4月11日付経済財政省通達第003号)

年功手当に対する給与税の免除

労働法の関連箇所改正及び省令443の公表に伴う2018年9月の年功手当の導入に続けて、経済財政省は、2019年4月11日に通達003を発行しました。

通達003は、給与税(Tax on Salary、以下「TOS」)が年功手当に適用されるかどうかについて明確にするために発行されました。

その結果、通達003は以下を確認しています。

- ▶ 現在進行分及び過去遡及分の年功手当は、ともにTOSの対象外です。
- ▶ 現在進行分及び過去遡及分の年功手当は、実際に支払いが行われたとき、雇用者のTOIの計算において損金算入可能となります。
- ▶ TOSの免除は、カンボジア国民のみに適用されます。従って、現地雇用契約のもとカンボジアで就労している駐在員又は外国人は、その年功手当がTOSの対象となります。

カンボジア国民の海外雇用採用費に対するVATの免除

通達003は、民間の人材紹介会社による海外雇用のためのカンボジア国民の採用、訓練、派遣及び監督に関連するサービスの提供はVATが免除になることにも言及しています。

Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young (Cambodia) for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

Robert King robert.m.king@vn.ey.com	Partner
Brendan Lalor brendan.james.lalor@kh.ey.com	Director
Reangsey Darith Touch reangsey.touch@kh.ey.com	Director
Channavy Din channavy.din@kh.ey.com	Manager
Sovanda Hok sovanda.hok@kh.ey.com	Manager
Nary Kong nary.kong@kh.ey.com	Manager
小野瀬 貴久 takahisa.onose@vn.ey.com	Partner
須賀 勇介 yusuke.suga@kh.ey.com	Senior Manager

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

5th Floor, Emerald Building
#64 Norodom Boulevard corner Street 178
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451
Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 Ernst & Young (Cambodia) Ltd
All Rights Reserved.

KH No. 03051001
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/kh